

公益社団法人日本コンクリート工学会
コンクリート技士・主任技士試験受験料、登録料
及び研修会受講料等に関する内規

令和元年6月17日 制定
令和元年10月1日 施行

(目的)

第1条 コンクリート技士・同主任技士(以下「技士・主任技士」という。)試験の受験料、技士・主任技士の登録料及び技士・主任技士研修会の受講料等の金額については、この内規の定めるところによる。

(受験願書類)

第2条 受験願書類は、一式 1,000 円(消費税込)とする。

(受験料)

第3条 受験料は、次のとおりとする。

- (1) コンクリート技士 8,800 円(消費税込)とする。
- (2) コンクリート主任技士 11,000 円(消費税込)とする。

(登録料)

第4条 登録料及び再登録料は、1回の登録につき 5,500 円(消費税込、登録証の発行を含む)とする。ただし、技士研修会を受講し、その登録更新の時期に達していない者が、主任技士試験に合格し主任技士登録をする場合は、払込済みの技士登録料を主任技士登録料に充当する。

(発行手数料)

第5条 登録証及び登録者証(カード)の発行・再発行手数料は、次の通りとする。

- (1) 登録証の再発行1通につき 1,320 円(消費税込)とする。
- (2) 登録者証(カード)の発行・再発行1通につき 1,500 円(消費税込)とする。

2. 英文登録証明書の発行・再発行手数料は、次の通りとする。

英文登録証明書1通につき 1,320 円(消費税込)とする。

(研修会受講料)

第6条 技士・主任技士研修会受講料は、8,800 円(消費税込)とする。

(所管と改廃)

第7条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

附 則

1. この内規は、令和元年10月1日に消費税の引上げが施行された場合に効力を有し、令和元年10月1日から施行する。
2. この内規は、昭和56年7月1日制定・令和元年6月17日廃止のコンクリート技士試験の受験料等に関する内規及び昭和60年3月27日制定・令和元年6月17日廃止のコンクリート技士及びコンクリート主任技士の登録料等に関する内規を踏襲のうえ、料金等を改正した。